

太陽光発電設備等の低圧連系における新增設調査時の留意点について

1. はじめに

再生可能エネルギーの普及促進を目的とした国の政策である固定買取制度が導入され、急速に低圧太陽光連系が増加している現状にあります。

太陽光連系する際は、一般用電気工作物の調査に留意点があり、今回、一般用電気工作物の考え方と、調査の範囲について整理しました。

今後の新增設調査を実施するにあたり、ご留意いただきますようお願いいたします。

2. 一般用電気工作物の調査範囲の考え方

小出力発電設備などの太陽光連系において、電気事業法に定める、当社の一般用電気工作物の調査範囲は図1の通りであり、小出力発電設備、小出力発電設備を稼動するため電気を使用する設備（以下、「発電設備等」という。）は、一般用電気工作物の調査対象から除かれております。なお、発電設備等を除いた一般用電気工作物に新增設があった場合は、これまでどおり調査義務が生じます。

3. 太陽光発電設備の留意点

上記2の一般用電気工作物の調査範囲において、太陽光発電設備設置に伴う一般用電気工作物としては、主に以下の内容に留意する必要があります。

- ・当社供給用計器から、屋外開閉器もしくは主開閉器の配線間にお客さまの売電用計器が設置されます。（図1、写真1のとおり）
- ・漏電遮断器は、単相3線式で、負荷の不平衡により中性線に最大電流が生じる恐れがある場合、引込口装置などには3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を用いることになっています（図2参照）。例えば漏電遮断器の場合は写真2のとおり3P3Eが必要になります。（電技解釈226条、内線規定3593-3）

4. 新增設調査時の確認事項

新增設調査の際、売電用計器が取り付けられている場合（売電用計器が取り付けられていない場合は後日工事があるため対応不要）、以下の点についてご確認をお願いします。

- ① 売電用計器が取付けられており、電気使用申込書の配線図面（以下、配線図面という。）に記載されていない場合
⇒配線図面に売電用計器を記載願います。
- ② ELBの諸元（3P3E, 3P2E）を確認し、配線図面に記載されていない場合や、諸元が違う場合 ⇒配線図面に現地にあったELBの諸元（3P3E, 3P2E）を記載願います。
- ③ 上記①②において、配線図面がない場合や見えにくい場合は、別紙「確認シート」をご活用下さい。

以上

図1 一般電気工作物の調査範囲

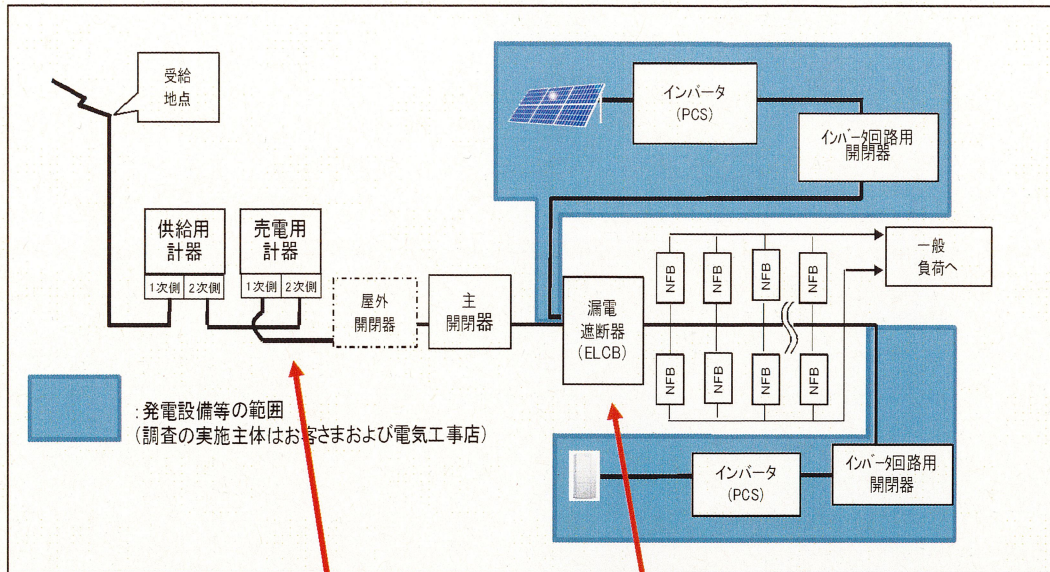


写真1 売電用計器



写真2 E L B (3 P 3 E)

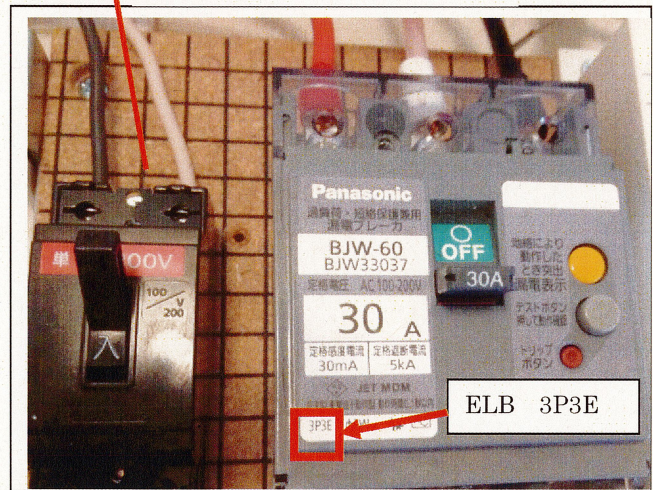
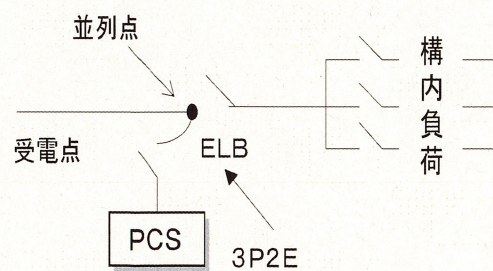
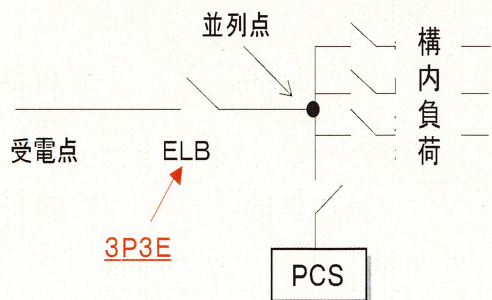


図2 E L B (3 P 3 E) 設置例

3極過電流引き外し素子を有する遮断機(3P3E)の設置例

【 単相3線式の系統に、
単相2線式200Vの発電設備を連係した場合 】



※ELBの1次側端子が複数接続可能な構造であることを確認し、並列点を設けること。配線途中接続は不可。